

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和51年9月16日にA社（B支店）に入社し、57年1月10日に退社するまでの期間、同社に継続して勤務していた。しかし、52年11月のA社の分社化に伴い、C社に転籍した際の被保険者記録のうち、申立期間が空白となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社の元同僚の供述から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和52年11月1日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の昭和52年10月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記被保険者名簿により、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和52年11月1日に被保険者資格を取得している元従業員は申立人を含め26人確認できるが、新規採用等の7人を除く19人とも、申立期間の被保険者記録に空白が生じていることから、A社において、厚生年金保険法に則した資格の得喪に係る届出事務が行われていなかったと認められ、事業主が、同社における資格喪失日を同年同月同日とすべきところを同年10月30日として届け出たと考えられる。

事業主によるこれらの届出の結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係

る昭和 52 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 46 年 11 月 16 日まで

私は、昭和 43 年 3 月 1 日から 46 年 11 月 16 日まで勤務した A 社の脱退手当金を受給したとされているが、年金事務所で見せられた脱退手当金裁定請求書の筆跡は私のものではなく、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 46 年 11 月の前後約 1 年間に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性の元従業員 12 人（申立人を含む。）について調査したところ、6 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 4 か月以内に支給決定されており、そのうち 5 人について、当該支給決定日が同一日（46 年 12 月 17 日の者が 3 人、47 年 1 月 13 日の者が 2 人）であることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、オンライン記録における脱退手当金の支給日と同日の「昭和 47 年 1 月 13 日支払済」の押印が確認できる上、申立期間に係る事業所名の押印がされているところ、当該請求書と上記元従業員に係る脱退手当金裁定請求書のそれぞれの筆跡は類似することから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の A 社に係る被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から29年1月5日まで

私は、昭和28年10月1日から29年5月1日までA社に勤務した。しかし、28年10月1日から29年1月5日までの年金記録が無い。調査の上、記録を回復していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和28年10月1日からA社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員5人に申立人の勤務実態について照会し、二人から回答を得たものの、申立人が申立期間に同社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

また、申立期間の後、昭和30年12月までの期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在が確認できた10人に対して自身の同社での厚生年金保険の加入状況等を照会し、回答があった8人のうち3人について、同社での入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致しないことが確認できるところ、当該3人のうち2人は、「私は、入社後のしばらくの期間は、試用期間又は日雇い勤務だったと思う。」と証言している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和29年1月5日に資格取得していることが確認でき、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月30日から55年2月20日まで
私は、申立期間において、夫が経営していたA社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録が無い。調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A社は、昭和60年4月1日にB社に名称変更していることが確認できるところ、申立期間当時の元事業主及び名称変更後の元事業主は既に亡くなっているため、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人の娘は、「A社は、父が経営していた会社であったが、申立期間当時の書類は残っておらず、申立人の申立期間に係る給与明細書及び源泉徴収票も残っていない。同社の給与計算事務担当者は、申立人自身であった。」と回答している。

さらに、申立期間に係る申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）には、申立人が夫の被扶養者として認定されていることが確認できる。

加えて、A社に係る申立人の被保険者原票によると、申立人の2度目の被保険者資格の取得日（昭和55年2月20日）の処理日は、同年3月7日と記載されていることが確認でき、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 16 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 12 月 16 日にA社B事業所（以下「C社」という。）に入社したにもかかわらず、入社日から 45 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出のあった申立人に係る履歴書及び申立人から提出のあった「平成 23 年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票」により、申立人は、昭和 44 年 12 月 16 日に臨時雇用員としてC社に入社したことが確認できる。

しかしながら、D社は、「A社からは、厚生年金保険に関する資料等について一切承継していないことから、申立人に係る同保険の加入状況及び保険料控除等について事実関係の確認ができない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る保険料控除等について確認することができない。

また、D社は、「申立期間当時は、事業所によって、臨時雇用員の厚生年金保険への加入についての取扱いが異なっており、入社後、一定期間は同保険に加入させない事業所もあった。」と回答しているところ、C社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 45 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格の取得が確認できる被保険者のうち男性元従業員 23 人及び申立人が記憶する元同僚 1 人の雇用保険被保険者記録を見ると、同記録が確認できない 1 人を除く 23 人とも、厚生年金保険被保険者資格取得日より約 1 か月前（同年 2 月 22 日から同年同月 28 日までの期間）に被保険者資格を取得していることが確認できることから、C社は、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格については、雇用保険の被保険者資格取得後、一定期間を経て取得させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、当該 24 人のうち、申立人を含むE高校卒業の男性元従業員 9 人に

ついて、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日を見ると、9人とも、雇用保険の被保険者資格を昭和45年2月26日に取得し、厚生年金保険の被保険者資格を同年4月1日に取得していることが確認できる上、当該9人のうち1人は、「私の『退職所得の源泉徴収票特別徴収票』により確認できる就職年月日は、申立人と同じ44年12月16日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日（45年4月1日）と一致していない。」と供述しており、申立人のみ異なった取扱いが行われている状況はうかがえず、記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 3 日から 11 年 10 月 1 日まで

私は、A社の派遣社員として、B社（現在は、C社）で勤務していた平成7年4月3日から11年10月1日までの期間の標準報酬月額は、実際に支給されていた給与支給額に比べて低額であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の離職時の雇用保険受給資格者証における離職時賃金日額から判断すると、申立人の離職前6か月間（平成11年4月から同年9月までの期間）の標準報酬月額は32万円に相当し、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）を上回っていることが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人に係る賃金台帳、標準報酬月額決定通知書等の資料は保存しておらず、申立人について、申立てどおりの標準報酬月額に関する届出、厚生年金保険料の控除及び納付を行ったかについては不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る保険料控除額等について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間において、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料は1万9,000円ほどであったと記憶している。」と供述しているところ、当該保険料控除額に相当する標準報酬月額は22万円となり、申立期間のうち、平成7年10月から10年8月までのオンライン記録と一致している。

さらに、A社の派遣社員として、申立人と同時期にB社に勤務していた元従業員から提出のあった申立期間に係る給与明細書を見ると、給与支給額に基づく標準報酬月額は36万円から56万円であるものの、厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は18万円から28万円であり、オンライン記録の標準報

酬月額に相当する額であることが確認できることから、同社における申立期間当時の標準報酬月額、給与支給額に見合う標準報酬月額ではないことがうかがえる。

加えて、A社において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員 182 人の資格喪失時の標準報酬月額を見ると、ほとんどが申立人と同額（20 万円）若しくは下回っている上、当該 182 人のうち、申立人と同様、平成 7 年に資格を取得し、2 回以上継続して算定基礎届の提出が確認できる元従業員 26 人（申立人を含む。）の申立期間における標準報酬月額の推移を見ると、26 人とも標準報酬月額にさほどの差は無く、ほぼ同様の傾向で推移しており、そのうち申立人と資格取得日が同日である元従業員一人の標準報酬月額は、資格取得時及び 3 回（平成 7 年から 9 年まで）の算定基礎届とも、申立人と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみ低く抑えられている状況はうかがえず、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されるなど不自然な点も見られない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。